

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく
一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて

平成 19 年 5 月 30 日財関第 710 号
改正 平成 20 年 5 月 12 日財関第 538 号
改正 平成 29 年 3 月 31 日財関第 442 号
改正 令和元年 7 月 31 日財関第 1010 号

標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省健康局長から依頼があったので、平成 19 年 6 月 1 日からこれにより実施されたい。

別添

平成 19 年 5 月 25 日健発第 0525006 号
改正 平成 20 年 5 月 12 日健発第 0512006 号
改正 平成 29 年 3 月 17 日健発 0317 第 4 号
改正 令和元年 7 月 5 日健発第 0705 第 6 号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく
一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）の施行により、改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 20 項及び第 21 項に規定する一種病原体等及び二種病原体等については、感染症法第 56 条の 4 及び第 56 条の 12 の規定に基づき輸入が規制されることとなります。

このため、一種病原体等及び二種病原体等の輸入通関の際における取扱いについて、別添「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」によることとし、平成 20 年 5 月 12 日から実施することとしたので、特段の配慮をお願いします。

別添

「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」

1. 定義

本取扱要領で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「一種病原体等」とは、感染症法第 6 条第 20 項に規定する一種病原体等をいう。
- (2) 「特定一種病原体等」とは、一種病原体等のうち、試験研究が必要な一種病原体等として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号。以下「政令」という。）で定めるものをいう。
- (3) 「特定一種病原体等所持者」とは、国又は独立行政法人その他の政令で定める法人であって、特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できる者として厚生労働大臣が指定した者をいう。
- (4) 「二種病原体等」とは、感染症法第 6 条第 21 項に規定する二種病原体等をいう。

2. 輸入規制の目的等

感染症法における輸入規制は、一種病原体等及び二種病原体等の輸入に際し、厚生労働大臣の指定や事前の許可を義務付けることによって、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止することを目的とする。

具体的には、一種病原体等は、特定一種病原体等所持者が、特定一種病原体等であって外国から調達する必要があるものとして厚生労働大臣が指定するものを輸入する場合しか輸入できない（感染症法第 56 条の 4）。また、二種病原体等は、厚生労働大臣の許可を受けなければ輸入できない（感染症法第 56 条の 12）。

3. 税関への確認依頼事項

感染症法の規定に基づき特定一種病原体等又は二種病原体等を輸入しようとする者は、関税法第 70 条第 1 項の規定に基づき、感染症法で定める要件を満たしていることを証明することとなる。これらの輸入申告に際し、税関に提出を必要とする具体的な書類及び通関の際における取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 厚生労働大臣印が押印された「特定一種病原体等輸入指定証」（別紙）の原本又はその写しを輸入申告の際に税関へ提示させる。
- (2) 厚生労働大臣印が押印された「二種病原体等輸入許可証」（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別記様式第 11、参考資料）の原本又はその写しを輸入申告の際に税関へ提示させる。

4. その他

上記 3 の税関における確認に当たり、感染症法に違反する疑いがあると認められるとき又は疑義が生じたときは、厚生労働省健康局結核感染症課あて連絡願いたい。

別紙

指定番号

特定一種病原体等輸入指定証

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の4のただし書きに規定する外国から調達する必要がある特定一種病原体等として指定したことを証する。

厚生労働大臣

印

指定の年月日 年 月 日

輸入しようとする特定一種病原体等の種類	
輸入の目的	
輸出者の氏名又は名称	
輸出者の住所	
輸入の期間	
輸送の方法	
輸入港名	
輸入した特定一種病原体等を保管及び使用する施設の名称	
輸入した特定一種病原体等を保管及び使用する施設の所在地	
特定一種病原体等所持指定番号	
指定の条件	
事務処理欄	

- 備考 1 この用紙は、A列4番とすること。
2 事務処理欄は、記入しないこと。

(参考資料)

許可番号

二種病原体等所持許可証

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第56条の6第1項本文の規定に基づく二種病原体等の所持の許可を受けた者であることを証する。

厚生労働大臣

印

事業所の名称		
事業所の所在地		
二種病原体等の種類(毒素にあつては、種類及び数量)	許可の年月日	
所持の目的		
所持の方法		
許可の条件		

(この用紙は、A列4番とすること。)